

和歌山県後期高齢者医療広域連合

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表（令和4年度）

情報公表																				データの時点	公表日		
女性職員の採用割合（※1）	採用試験の受験者の女性割合（※1）	職員の女性割合（※2）	(1)継続勤務年数／(2)離職率の男女差（※3）		約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合（※3）		男女別の育児休業取得率（※4）		男性の配偶者出産休業等取得率（※4）	超過勤務の状況（月平均時間）【会計年度任用職員を除く】	超過勤務の状況（月平均時間）【会計年度任用職員を含む】	年次休暇等取得率【会計年度任用職員を除く】	管理職の女性割合（※5）	各役職段階の職員の女性割合（※5）					中途採用の男女別実績（※6）				
			(1)／(2)	男性	女性	男性	女性	男性						女性	主幹	課長	次長	会計管理者	局長			男性	女性
100%	100%	41%	離職率	該当者なし		該当者なし		— %	— %	— %	2時間55分	2時間9分	38.99%	25%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	該当者なし	令和5年3月31日	

※1 会計年度任用職員のみ。職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣されているため、採用はない。

※2 会計年度任用職員を含む。

※3 職員（局長2年・それ以外の職員3年）、会計年度任用職員（採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間）ともに任期が決まっており、男女の区別により任期を定めることはないため、差異はない。

※4 休暇取得の対象職員なし。

※5 職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣されているため、広域連合に裁量の余地が少ない。

※6 職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣されているため、採用はない。